

日本に富裕層は何人いるの？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

-今回の数字-

2016年3月15日

(何の数字であるかは、後ほど紹介します)

2016年3月15日、この日が来ることを富裕層は恐れているかもしれません。

この日は、今年度の税制改正で導入がきまった「財産債務調書」のはじめての提出期限です。年間所得2,000万円超かつ「総資産3億円以上または保有する有価証券等が1億円以上」の条件に該当する人、いわば「富裕層」は、この日までに保有する資産と負債を洗いざらい時価で記入して税務署に提出しなければなりません。土地、建物、預貯金、株式、保険、自家用車、貴金属、骨とう品など、あらゆるものが対象となります。

この調書の目的は、所得税や相続税などの適切な申告を促すことです。財産債務調書は毎年提出義務があり、大きな増減があれば税務署は目を光らせるでしょう。調書の不提出や虚偽記載そのものには罰則はありませんが、不誠実な対応をすれば税務署に不信感を持たれるかもしれません。もし、税務調査などで調書に書いていない資産について税の過少申告が見つければペナルティとして過少申告加算税が増額されます。富裕層にとって調書が相当なプレッシャーになることは間違いありません。

他方で、マクロ的な観点に立てば、この財産債務調書は、富裕層の資産・負債の「全国一斉調査」としての意味も持ちます。

個人の所得については、所得税の確定申告書や支払調書等が集計されるため、年間所得1億円以上の人数や、上位1%の人が日本の所得の何%を占めているといったデータはほぼ正確に把握できます。

一方で、個人の資産・負債については、いくつかの標本調査や民間の推計などがあるだけで、正確な実態は明らかになっていないのです。このため、現時点では、財産債務調書の提出要件に該当する「富裕層」がいったい何人いるのか、誰も正確な数字を持っていません。

財産債務調書は、条件に該当する人への「全数調査」であり、かつ、正確な申告を行うよう相当なプレッシャーをかけて行われます。

この調書を集計すれば、総資産や純資産階級別の人数、所得額、保有資産の内訳などが分かります。これは、日本の資産格差の動向、今後の予測、望ましい課税のあり方などを論じるための貴重なデータとなります。国税庁には、調書の集計データをなるべく詳細に公開してほしいものです。

今回の数字—2016年3月15日
財産債務調書の初回提出期限

もう少し学びたい人へ

◆財産債務調書制度について詳しく知りたい

→是枝俊悟「税務当局による富裕層の資産把握の強化」(2015年6月25日)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150625_009862.html

※本稿は、「週刊ダイヤモンド」2015年9月5日号、24ページへの寄稿を再構成したものです。

おわりに

今回まで、全15回にわたって、「家計を読み解く意外な数字」を紹介してきました。このシリーズで筆者が意識してきたのはマクロとミクロの「橋渡し」です。

私たちの毎日の行動の積み重ねがお金の流れを作り、日本経済を動かしています。また、国全体の税制や社会保障などのルールは様々な（意図せざる？）インセンティブを伴って私たちの行動を変えています。マクロの政策として行うべきことを議論しつつも、その実現を待つ間にも個人や世帯などミクロでできることは各自でやっていくべきでしょう。

今回をもってこのシリーズは終了しますが、大和総研では、これからも経済・金融を読み解くカギとなるレポートを多数公表していきます。ぜひとも、これからも、大和総研のレポートを国の政策を議論する材料に、個人の人生設計・資産運用を考えるヒントにしてもらえるとうれしいです。

以上